三　別表第一区分番号Ｃ００３に掲げる在宅末期医療総合診療料が算定されるべき療養	特定施設又は地域密着型特定施設に入居している患者（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を受けている患者を除く。）については、算定できない。
四　次に掲げる点数が算定されるべき療養 イ　別表第一区分番号Ｃ００５に掲げる在宅患者訪問看護・指導料 ロ　別表第一区分番号Ｃ００５―１―２に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料	特掲診療料の施設基準等別表第七に規定する疾病等の患者又は急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要である患者に係るものである場合に限り、算定できる。
五　次に掲げる点数が算定されるべき療養 イ　別表第一区分番号Ｃ００５に掲げる在宅患者訪問看護・指導料の注10に規定する加算 ロ　別表第一区分番号Ｃ００５―１―２に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料の注10に規定する加算	特掲診療料の施設基準等別表第七に規定する疾病等の患者及び急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要である患者に係るものである場合（当該患者について、同一月において、特別管理加算を算定している場合を除く。）に限り、算定できる。
六　次に掲げる点数が算定されるべき療養 イ　別表第一区分番号Ｉ００５に掲げる入院集団精神療法 ロ　別表第一区分番号Ｉ００８に掲げる入院生活技能訓練療法	同一日に、精神科作業療法又は認知症老人入院精神療法を行い、特定診療費を算定した場合には、算定できない。
七　次に掲げる点数が算定されるべき療養 イ　別表第二区分番号Ｂ０００―４に掲げる歯科疾患管理料 ロ　別表第二区分番号Ｂ００２に掲げる歯科特定疾患療養管理料 ハ　別表第二区分番号Ｂ００９に掲げる診療情報提供料(Ⅰ)（注２及び注６に掲げる場合に限る。）	入院中の患者以外の患者については、同一月において、居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導（歯科医師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した場合には、算定できない。
八　別表第二区分番号Ｃ００１―３に掲げる歯科疾患在宅療養管理料が算定されるべき療養	入院中の患者以外の患者については、同一月において、居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導（歯科医師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した場合には、算定できない。
九　次に掲げる点数が算定されるべき療養 イ　別表第二区分番号Ｃ００３に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料 ロ　別表第二区分番号Ｃ００８に掲げる在宅患者緊急時等カンファレンス料	介護老人福祉施設入所者については、末期の悪性腫瘍である患者に対して実施した場合に限り、算定できる。
十　別表第三区分番号１０に掲げる薬剤服用歴管理指導料が算定されるべき療養	入院中の患者以外の患者については、同一月において、居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導（薬剤師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した場合には、算定できない。ただし、当該患者の薬学的管理指導計画に係る疾病と別の疾病又は負傷に係る臨時の投薬が行われた場合にあっては、この限りでない。

十一　次に掲げる点数が算定されるべき療養 イ　別表第三区分番号１１に掲げる薬剤情報提供料 ロ　別表第三区分番号１３に掲げる長期投薬情報提供料 ハ　別表第三区分番号１４に掲げる後発医薬品情報提供料 ニ　別表第三区分番号１４の２に掲げる外来服薬支援料	入院中の患者以外の患者については、同一月において、居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導（薬剤師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した場合には、算定できない。 介護老人福祉施設入所者については、末期の悪性腫瘍である患者に対して実施した場合に限り、算定できる。
十二　次に掲げる点数が算定されるべき療養 イ　別表第三区分番号１５に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料 ロ　別表第三区分番号１５の２に掲げる在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 ハ　別表第三区分番号１５の３に掲げる在宅患者緊急時等共同指導料	入院中の患者以外の患者については、同一月において、居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導（薬剤師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した場合には、算定できない。
十三　次に掲げる点数が算定されるべき療養 イ　別表第三区分番号１６に掲げる調剤情報提供料 ロ　別表第三区分番号１７に掲げる服薬情報提供料	

備考

一　この表において「法」とは、介護保険法をいう。

二　この表において「患者」とは、法第六十二条に規定する要介護被保険者等である患者をいう。

三　この表において「居宅療養管理指導」とは、法第八条第六項に規定する居宅療養管理指導をいう。

四　この表において「介護予防居宅療養管理指導」とは、法第八条の二第六項に規定する介護予防居宅療養管理指導をいう。

五　この表において「居宅療養管理指導費」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表の５に規定する居宅療養管理指導費をいう。

六　この表において「介護予防居宅療養管理指導費」とは、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）別表の５に規定する介護予防居宅療養管理指導費をいう。

七　この表において「老人性認知症疾患療養病棟」とは、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第百四十四条に規定する老人性認知症疾患療養病棟をいう。

八　この表において「短期入所療養介護」とは、法第八条第十項に規定する短期入所療養介護（療養室等において行われるものを除く。）をいう。

九　この表において「介護予防短期入所療養介護」とは、法第八条の二第十項に規定する介護予防短期入所療養介護（療養室等において行われるものを除く。）をいう。